結の故郷 越前おおの

報道資料

【発信日】令和３年１１月２４日
【問合わせ先】
学びの里「めいりん」
大野市教育委員会事務局
生涯学習・文化財保護課　佐々木、林
電話　0779-65-5590　内線 75-205

「大野市文化財保存活用地域計画（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

大野市では、次のとおりパブリックコメント手続を実施しますのでお知らせします。

１	政策等の案の名称	大野市文化財保存活用地域計画（案）
２	実施機関	大野市教育委員会
３	趣旨	教育委員会では、人口減少や少子化、高齢化が急速に進んでいるなか、文化財の保存・継承や、き損・滅失、担い手の減少が課題となっており、これに対応するため、文化庁の定める指針に基づき、大野市文化財保存活用地域計画の策定を進めています。 文化財保存活用地域計画では、市内に所在する多種多様な文化財を幅広く捉え、周辺環境まで含めた文化財の一体的な保存・調査研究・活用の取り組みの方向性を定め、行政と市民が協働で文化財を生かしたまちづくりを推進する基本方針を示していきます。 令和４年度から令和１２年度までの９年間を期間とする「大野市文化財保存活用地域計画」を策定するにあたり、市民などの意見を反映させるため、パブリックコメント手続を実施します。
４	意見等を提出できる方	次のいずれかに該当する方 ①　市内に住所を有する人 ②　市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③　市内の事務所又は事業所に勤務する人 ④　市内の学校に在学する人 ⑤　市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体 ⑥　①～⑤のほか、本事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

５	政策等の案の公表	（１）公表の日　　令和３年１２月１日（水） （２）入手方法 ①指定場所での閲覧 ・市役所１階市民ホール ・結とぴあ ・各公民館 ・図書館 ②インターネット（大野市公式ホームページからダウンロード） ③報道機関への情報提供
６	意見等の受付期間	令和３年１２月１日（水）から令和３年１２月１５日（水）まで
７	意見等の提出方法	・住所、氏名（団体名）、連絡先その他提出できる方であることがわかる事項 ・該当箇所（〇ページ） ・意見等 を記載し、次のいずれかの方法で提出してください。 様式は問いませんが、意見記入用紙（市ホームページからダウンロード）をご利用いただけます。 ①指定場所（第５項参照）への書面の提出（記入用紙を備え付けます） ②郵便 ③ファクシミリ ④電子メール ※電話などの口頭によるご意見は受け付けません。 ※必要事項の記入がない場合はご意見が無効となることがあります。
８	意見等の取扱い	提出された意見等を考慮して本案件についての意思決定を行い、次に掲げる事項について公表します。ただし、大野市情報公開条例第７条に規定する公開しないことができる情報（個人情報など）に該当するもの、本件に係わりがないもの、賛否の結論のみを示したものは除きます。 ①提出された意見等の概要 ②提出された意見等に対する実施機関の考え方 ③本計画案を修正した場合における修正の内容
９	問い合わせ先	大野市教育委員会事務局生涯学習・文化財保護課 〒９１２－００８７　大野市城町９番１号 電話　０７７９－６５－５５９０（内線７５－２０５） ※電話での意見提出は不可 ファクシミリ　０７７９－６６－２８８５ Ｅメール　shobun@city.fukui-ono.lg.jp

大野市文化財保存活用地域計画 概要版

作成の背景と目的

福井県東部に位置する大野市では、さまざまな文化財が先達の努力により現在に守り伝えられてきています。しかしながら、現在、大野市では、少子高齢化などによる人口減少から文化財を守り伝える力が失われつつあり、このままでは、大野市の歴史や文化を物語る貴重な文化財がき損、滅失する恐れが出てきました。

そこで、平成 31 年改正の文化財保護法などに基づき、「大野市文化財保存活用地域計画」（以下、「大野市地域計画」といいます。）を作ることとしました。大野市地域計画では、文化財の一体的な保存・活用の方向性を明確化し、今後 9 年間で実施する具体的な事業について整理しました。今後とも、行政と市民の協働により、歴史文化を生かしたまちづくりを推進していきます。

なお、大野市地域計画では、現在に継承されてきた大野特有の多様な歴史や文化を物語るさまざまな事象や美しく豊かな自然環境の全てを「文化財」として扱います。

歴史文化の特徴

人と地域がつなぐ「交流の文化」

大野では縄文時代から人々が生活を営んできました。鎌倉・室町時代以降は街道を通じて、人や物資の往来も盛んに行われました。江戸時代後期には、大野人の気風「進取の気象」へ繋がる活動が行われました。

大野に残る「太古の記憶」

地形や化石には、大地の成り立ちを示す太古の記憶が刻まれています。山地や河川が紡ぐ豊かな自然環境は、大野の歴史文化の基盤であり、美しい自然景観を生み出しました。

歴史文化の特徴

歴史文化の特徴は、大野市の文化財とその歴史的背景、それらをとりまく環境の総体を表現したもので、5 点に整理しました。

これらの特徴を、文化財の保存・活用の取り組みや体制確立、計画期間中に実施する具体的な措置の基盤とします。

戦時の城から泰平の大野城へ「城・城下町の文化」

金森長近は大野城を築城し、城下町を整備しました。大野藩成立後も、大野城を中心に城下町が発展し、奥越地方における商工業や文化の中心地となりました。

自然と共に生きる「暮らしの文化」

豊かな自然の恵みを享受し、時に雪害や風水害等の災禍を乗り越えながら、山地と盆地それぞれの環境を活かした生活を育んできました。

今も息づく「祈りと祭りの文化」

古くから山岳信仰が息づき、中世以降は様々な信仰形態も誕生しました。今も多くの寺社が分布し、大切に守られています。まちや村では、豊作や安全を思う中から生まれた祭礼・芸能が今も受け継がれています。

大野市の文化財の概要

※大野市地域計画作成に当たって、指定文化財 143 件、未指定文化財 992 件の所在を確認

大野市は、「本願清水イトヨ生息地」をはじめとして、豊かな自然環境に恵まれています。一方、豪雪地帯であることから、雪害対策が重要で、屋根雪下ろしが容易ではない蔵には、「方杖」と呼ばれる部材により、軒の折損を防いでいました。「大野蔵」とも別称されるこの蔵は、大野を特徴づける景観の一つです。

江戸から明治にかけて、大野地区は数度の大火に見舞われたため明治をさかのぼる建造物は少なく、重要な建造物は上庄地区・富田地区・乾側地区で指定を受けています。一方で、明治以降も城下町としての繁栄を引き継いだ中心市街地には、大火後の建築による国の登録有形文化財建造物が集中しています。

大野市は戦災や大規模な震災に遭っていないことから、美術工芸資料は多く残されており、寺院や神社に所蔵されています。内容は多岐にわたりますが、寺社が担っていた地域文化の担い手としての役割が良く現れています。これらは、美術工芸資料としてのほかに、寺社の来歴を物語るものとしても貴重です。

「青葉の笛」は、平治の乱に敗れて都から逃れてきた源義平（頼朝の長兄）と里の娘との悲恋を伝えるもので、笛の演奏活動を通じた市民活動も盛んに行われています。また、五箇地区・西谷地区に伝わる「神子踊」、「平家踊」、「扇踊」は平家の落人に由来するという説があり、大野市南部における「源氏」「平氏」にまつわる文化圏を思わせます。

「戌山城址」は室町幕府の管領家の斯波義種が築城したとされ、「亥山城址」や「小山城址」と共に大野郡統治の拠点となりました。戦国時代の「戌山城」は朝倉氏の居城となり、朝倉氏の滅亡後は金森長近も「戌山城」を居城としていました。中世の大野が有力武将に近い武将によって治められていたのは、宗教都市・平泉寺（勝山市）への抑えや、美濃街道の越前側の玄関口となる立地のためと考えられ、山城の存在は大野の重要性を物語っています。

五箇地区・和泉地区を中心に古生代から中生代にかけての地層が分布しており、新種の化石や恐竜化石など全国的に貴重な化石が発見されています。

本願清水イトヨ生息地

南専寺山門

稲郷里神楽

神子踊

戌山城址

中生代の化石（恐竜）

未指定文化財に対する制度「おおの遺産」

大野市には、地区や集落などに古くからさまざまな年中行事や伝統芸能、風習が伝わっており、次世代への継承が必要な未指定文化財です。そこで、大野市独自に「大野市結の故郷伝統文化伝承条例」を制定し、「おおの遺産」の制度を設け、未指定文化財の保護を行っています。現在は「蕨生里神楽」や「木本区初午だんご撒き」、「アジメ漁」など合計 19 件が認定を受けています。また、「おおの遺産」に認証された伝統文化の保存団体などには、保存活動や後継者育成事業を対象に補助金の交付などの支援活動行っています。

蕨生里神楽

木本区初午だんご撒き

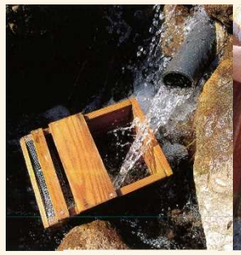
アジメ漁

アジメ

文化財の保存・活用に関する基本理念

大野市を理解するために重要なさまざまな文化財がなぜ必要なのか正しく理解し、これらを後世に伝え、活用することで、文化財を通じた大野市の理解や愛着へつなげていきます。大野市は大野市地域計画を軸として、文化財の保存・調査研究・活用を推進します。

こうした取り組みのためには、所有者や行政が一体となった体制を作ることが重要です。また、文化財を通して大野市をより深く理解した市民が、各地域の文化財の保護・継承の核となるよう育成する必要があります。さらに、文化財の活用により、地域の活性化や観光業をはじめとした各種産業への波及が期待できます。

これらを実現させる取り組みを進めるため、基本理念を掲げます。

文化財を生かした人づくり・まちづくり

大野市の歴史と伝統を示す文化財を継承しつつ、人づくり・まちづくりに生かしていくことを目指します。

基本理念を達成するための課題・方針

課題

保存に関する課題

住民の高齢化や減少、後継者不足、不十分な管理状況によるき損や滅失、防犯や防災対応の弱体化などに伴う文化財への影響が懸念され、保存・継承する新たな担い手の確保が課題として挙げられます。

調査研究に関する課題

市内の歴史文化を物語る貴重な文化財の保護に向け、文化財の内容や価値を把握するための調査を進めていく必要があります。

活用に関する課題

現在の活用は、限定された施設や文化財を主としたものであることから、未指定文化財を含むさまざまな文化財について活用方法の検討を進めていく必要があります。

保存・活用の方針

① 系統的かつ計画的な調査による文化財の価値の把握と掘り起こし
② 指定文化財の上位指定や未指定文化財の指定、「おおの遺産」の認証など
③ 維持管理や修復、所有者の防災への意識の醸成、災害復旧に向けた体制整備
④ 児童・生徒の郷土愛及び文化財愛護意識の醸成
⑤ 市民の文化財に対する関心や保護意識の醸成、来訪者が文化財を楽しく知る機会の創出
⑥ 無形民俗文化財の保護の推進
⑦ 観光や地域づくりに活用するための関係機関と調整、新たな取り組みの検討
⑧ 文化財保存・継承の担い手確保のための取り組みの検討

保存・活用の措置

①古文書資料の公開・市外流出防止、無形民俗文化財の記録化・公開、化石の関係機関共同の調査研究など
②指定文化財の上位指定、必要に応じた未指定文化財の指定・登録・「おおの遺産」認証
③所有者の文化財保護意識向上、動産資料の廃棄・散逸防止、「文化財カルテづくり」、緊急時対応の検討
④出前授業・現地案内、展示内容の充実・展示解説、「結の故郷ふるさと芸能発表会」の継続
⑤文化施設との連携や体験会、積極的な情報発信など
⑥無形民俗文化財の情報収集・記録化・公開、踊りの練習の機会創出
⑦城・城下町の活用と観光振興、市全体の魅力体感への取り組み
⑧学校教育との連携継続、関係団体の意見交換会など

④結の故郷ふるさと芸能発表会

関連文化財群

関連文化財群とは、さまざまな文化財を関連性に基づきまとめたものです。関連性を観光やまちづくりに活用することで、関連文化財が人と人、人と地域をつなぐ役割を果たしていくと考えています。大野市地域計画では、関連文化財について、大野市の歴史文化の５つの特徴を基に 11 のテーマに分け、各テーマで関連文化財群の保存・活用に関する措置を設定しました。

人と地域がつなぐ「交流の文化」

〈1〉原始・古代の人々の営み	〈2〉町や村に暮らす人々の交流	〈3〉華開く「進取の気象」
北御門古墳	七間朝市	旧内山家住宅

戦時の城から泰平の大野城へ「城・城下町の文化」

〈4〉戦乱の時代と大野盆地の城郭群	〈5〉大野城の築城と城下町の形成・発展
朝倉義景墓	越前大野城

今も息づく「祈りと祭りの文化」

〈6〉地域に息づく多様な信仰形態	〈7〉受け継がれる芸能
荒島岳	篠座神社の里神楽

自然と共に生きる「暮らしの文化」

〈8〉自然の恵みと暮らし	〈9〉食の営み
旧橋本家住宅	半夏生さば

大野に残る「太古の記憶」

〈10〉化石が物語る大地の歴史	〈11〉山と盆地の豊かな自然環境
ペリスフィンクテス・マツシマイ	九頭竜湖

関連文化財群の保存・活用に関する措置

〈1〉遺跡・出土遺物の調査・保存・周知など
〈2〉交流文化の調査、民俗芸能などの周知
〈3〉幕末の藩政改革資料の調査・公開など
〈4〉城郭跡の調査・整備・周知など
〈5〉越前大野城跡などの整備、建造物の保存・活用
〈6〉白山信仰・祭礼行事の保存・活用など
〈7〉民俗芸能の保存・継承活動の支援など
〈8〉暮らしの文化の保存・活用など
〈9〉郷土料理の伝承、食に関する道具の展示など
〈10〉化石・地質学の調査研究と情報発信
〈11〉イトヨ・星空など自然環境の保全・普及啓発

〈1〉遺跡調査の周知

大野市文化財保存活用地域計画　概要版

発行：令和〇年（〇）〇月（予定）
編集：大野市
〒912-0084
福井県大野市天神町２－４（大野市歴史博物館内）
TEL：0779-65-5520　FAX：0779-65-5520

結の故郷 越前おおの

文化庁

平成 31 年～令和４年度
文化庁文化芸術振興費補助金
（地域文化財総合活用推進事業）